



令和5年3月30日

北海道運輸局自動車交通部

タクシー運賃改定手続きを開始します ～北見A地区～

標記地区の法人タクシー事業者から労働条件の改善、燃料価格の高騰などを理由に最初の運賃改定申請がなされました。その後、運賃改定申請手続きに必要な、同地区の法人タクシー事業者が、保有する車両の7割を越える運賃改定申請がありました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※)の適正利潤を含む収支率が100%を下回ったため、運賃改定手続きを開始することが必要と判断いたしました。

今後の手続きに当たっては、原価計算を行った上で、新たな運賃を公示いたします。

※車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

本発表に関する問い合わせ先

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 砂田・菅野

TEL: 011-290-2742

北見 A 地区

1. 運賃改定要請率

申請事業者数	申請車両数 (A)	地区車両数 (B)	申請率 (A ÷ B)
3 者	166 両	166 両	100%

2. 運賃改定要請内容

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制	
	距離	額	距離	額	時間	額
申請	1.4km	620円～ 640円	195m～ 259m	80円	1分15秒～ 1分35秒	80円
現行	1.4km	560円	303m	80円	1分50秒	80円

3. 運賃改定実施状況

平成9年4月1日 改定率 7.1%

4. 適用地域

北見市（旧北見市及び旧端野町に限る。）

